

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、遺留分対策について解説します。

遺留分とは、一定の相続人のために法律上、必ず留保されなければならない遺産の一定割合をいいます。遺留分は、一定の近親者の相続期待利益を保護し、被相続人の死亡後の遺族の生活を保障するための制度です。

しかし、自らの財産を生前あるいは死亡を原因として自由に処分したいと願う場合には、生前に少しでも遺留分対象財産を少なくする方法を講じておくことになります。

1. 遺言書の作成と生前贈与

民法が改正され、相続人に対する10年より前の生前贈与について、遺留分侵害額の算定基礎財産に含めないこととされました（民法1044③）が、これは遺言書がある場合に限られます。そのため、遺言書がなければ相続人に対する10年より前の生前贈与であっても、その贈与財産は特別受益と判定され、贈与財産を含めた金額を基に遺産分割協議を行うことになります。

なお、相続人以外の者（たとえば、子の配偶者や孫など）に対する生前贈与は1年より前に行われたものは、遺留分算定基礎財産に含まれないとされています。

また、生命保険金は、特段の事情がない限り、特別受益の対象とはならない（最高裁判決：平成16年10月29日）とされており、受取人の固有の財産となります。そのため、遺産分割の対象となる財産にも含まれません。よって、確実に受取人のものとすることができますので、確実に渡しておきたいという方がいる場合には、その方を受取人とした保険契約をしておくとい良いでしょう。

2. 遺留分の放棄

生前に「相続の放棄」をすることはできません。しかし、「遺留分の放棄」は、家庭裁判所の許可を受けて生前に行うことができます。遺留分権利者は遺言書に記載された財産だけを受取るという意思表示になります。

遺留分の放棄の許可件数は、年間1,000件に満たないのですが、決して許可のハードルの高いものではありません。

実務では、一定額の財産を生前に贈与する代わりに、遺留分の放棄をしてもらうことが多いと思います。

3. 養子縁組

最高裁（平成29年1月30日判決）は、以下のとおり判示しています。

「養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となるところ、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない。そして、前記事実関係の下においては、本件養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はなく、「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない」としています。

以上のことは、遺留分対策目的での養子縁組も同様で、遺留分対策目的があったというだけでは、養子縁組は無効とされないと考えられます。

なお、縁組意思がないことについては、縁組の無効を主張する側に証明責任があるとされています。

以下のような裁判例では養子縁組が無効と判断されていますので、注意が必要です。

裁判例	判断の概要
東京高裁 昭和57年2月22日判決	養子縁組の当時に親族間で激しい感情的な対立があり、被相続人は養子縁組の趣旨を正確に理解していなかったとして、養子縁組を無効と判断した。
東京高裁 平成2年5月31日判決	認知症の2年前にした養子縁組について、被相続人が正常な判断能力で養子縁組をしたものではないと推認するべきとして、養子縁組を無効と判断した。
高松高裁 平成5年12月21日判決	被保佐人であった被相続人による養子縁組について無効と判断した。